**全体についての消防計画**

**第１章　総　則**

**第１節　計画の目的及び適用範囲等**

（目　的）

第１条　この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、　　　　　　　　　　全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害（以下「火災等」という｡）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画に定めた事項については　　　　　　　　　　内に勤務し、出入りするすべての者及び部分に適用する。

２　この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

（管理権原の及ぶ範囲）

第３条　管理権原の及ぶ範囲は、別表１「共同防火管理協議会」のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

２　各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

**第２節　管理権原者の責務等**

（管理権原者の責務）

第４条　各管理権原者は、この計画を遵守し建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

（１）管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。

（２）統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。

（３）統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること、

　（４）建物の全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。

　（５）火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。

（協議会の設置等）

第５条　　　　　　　　　　　建物全体についての防火管理を行うため、別表１の協議会構成員をもって、　　　　　　　　　　共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会の事務局は、　　　　　　　　　　に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで、協議会の事務を行う。

３　会長は、各管理権原者と協議して、統括防火管理者として選任（解任）し、消防機関へ届け出るものとする。

４　会長は、統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての防火管理業務を行わせるものとする。

５　会長は、各管理権原者（以下「協議会構成員」という｡）と相互に意思の疎通を図り協議会の円滑な運営に努める。

（協議会の審議事項等）

第６条　協議会は、建物全体についての防火管理を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。

（１）協議会の設置及び運用に関すること。

　（２）協議会の代表者の選任に関すること。

　（３）統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。

（４）建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。

**第３節　統括防火管理者・防火管理者等の責務等**

（統括防火管理者の責務）

第７条　統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。

（１）建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。

（２）建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。

　（３）廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。

　（４）火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。

　（５）その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

２　統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。

３　統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。

４　統括防火管理者は、建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

（防火管理者の責務）

第８条　各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

（１）防火管理者を選任（解任）したとき

　（２）消防計画を作成又は変更するとき

（３）統括防火管理者から指示、命令された事項の結果

　（４）防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき

　（５）内装の改修などの工事を行うとき

　（６）大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき

　（７）臨時に火気を使用するとき

　（８）消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

　（９）防火管理業務の一部を委託するとき

　（10）催物を開催するとき

（11）消防計画に定めた訓練を実施するとき

　（12）その他防火管理上必要な事項

２　各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う｡

３　各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

**第２章　火災予防事項**

**第１節　予防管理**

（防火管理状況の把握）

第９条　統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務に必要な実態を、別表２「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

（点検・検査）

第１０条　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

1. 防火対象物の法定点検

ア　防火対象物の法定点検は、共用部分は　　　　　　の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

　　　イ　統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

　（２）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

　　　ア　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、　　　　　　の責任により行う。

　　　　　ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

　　　イ　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して

　　月と　　月の年２同実施する。

　　　ウ　統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

２　消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。

（１）消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

　　　ア　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、統括防火管理者が別表３「消防用設備等自主点検チェック表」（定期）により、定期的におこなう。

　　　イ　各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

（２）防火・避難施設等の自主検査等

　　　ア　建物、避難施設、防火設備、排煙施設（設備）及び火気使用設備器具等の自主検査は、

統括防火管理者が別表４「防火・避難施設等自主検査チェック表」（定期）により定期的に行う。

　　　イ　各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

なお、各事業所の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

（不備欠陥箇所の改修）

第１１条　防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者が改修計画を策定する。

２　防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

（工事中の安全対策）

第１２条　建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を策定する。

２　統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該を行う各事業所の防火管理者で協議し「工事中の消防計画」を届出させるものとする。

３　統括防火管理者・防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

（定員・収容人員の管理）

第１３条　統括防火管理者は、本建物内で催物等により、共用部分等において臨時に混雑が予測される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

２　各事業所の防火管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに、定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

（休日・夜間等の対応）

第１４条　統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、適切な防火管理体制により対応するものとする。

２　各事業所の防火管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火管理者に報告する。

（関係機関との連絡）

第１５条　統括防火管理者は､各種報告･届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

（防火管理維持台帳への記録）

第１６条　統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

２　各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管しておく。

**第２節　出火防止の管理**

（出火防止対策）

第１７条　建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

（従業員等の遵守事項）

第１８条　本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画によるものとする。

（放火防止対策）

第１９条　統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

　（１）死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。

　（２）物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。

　（３）階段室、トイレ等死角となる場所の解消及び死角となる場所の巡回監視を行う。

（危険物品等の管理）

第２０条　本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。

ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

（１）危険物等を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。

　（２）危険物等を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。

　（３）危険物等がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。

　（４）定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

**第３節　避難施設等の管理**

（防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項）

第２１条　統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

1. 避難通路、避難ロ、廊下、階段その他の避難施設

ア　避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

　　　イ　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持管理すること。

　　　ウ　避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

　（２）火災の延焼を防止するための防火設備

　　　ア　防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

　　　　　なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

　　　イ　防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

２　各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

３　各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

**第３章　災害活動事項**

**第１節　自衛消防の組織の編成と任務**

（自衛消防の組繊の編成等）

第２２条　火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防の組織の本部を防災センター等に設置し、活動拠点とするとともに、建物全体についての共同の自衛消防の組織を編成する。

２　自衛消防の組織は、自衛消防隊長が統括指揮する｡

３　自衛消防の組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

４　本部隊には、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班等を置き各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。

５　地区隊は、各事業所の自衛消防の組織をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。

６　自衛消防隊長は、情報の収集及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始を決定する。

７　自衛消防隊長は、消防機関が到着したときは、自衛消防の組織の活動状況、被災状況の情報等を提供するとともに消防機関の協力を行うものとする。

８　自衛消防の組織の編成は、別表５「自衛消防の組織の編成表」のとおりとする。

（本部隊の任務）

第２３条　本部隊に、火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

２　本部隊の各班は、別表７の任務に基づき活動を行うものとする。

３　自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち１名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。

（地区隊の任務）

第２４条　地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災等においては、当該地区隊長の指揮のもとに別表７に定める地区隊の任務を行うものとし、その活動は、各事業所の消防計画に定める。

２　火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

（自衛消防の組織の体制）

第２５条　自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

　　自衛消防隊長は、自衛消防の組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

２　休日・夜間等において火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長（統括防火管理者）、各事業所の防火管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により連絡する。

（自衛消防の組織の装備）

第２６条　自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、防災センター等に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。

**第２節　火災時の活動**

（火災発見時の措置）

第２７条　火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

（通報連絡）

第２８条　本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

（１）現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。

　（２）火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。

　（３）自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。

　（４）情報収集内容の記録

２　地区隊の通報連絡（情報）担当は、次の活動を行うものとする。

　（１）出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認

　（２）逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認

　（３）消火活動状況、活動人員の確認

（４）防火区画形成状況の確認

（５）危険物品等の有無の確認

（６）前（1）～（5）の情報の自衛消防隊長及び地区隊長への報告

（７）情報収集内容の記録

（消火活動）

第２９条　本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッタ一等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

２　地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

　　なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長の指示により行動するものとする。

（避難誘導）

第３０条　本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階を優先して避難誘導するものとする。

２　避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。

　また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

３　避難誘導の開始の指示命令は、自衛消防隊長が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。

４　避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ローブ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。

５　避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

６　負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター等）に連絡しなければならない。

７　避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター等）に報告するものとする。

（消防機関への情報提供等）

第３１条　本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、情報提供等を行うものとする。

**第３節　地震時の活動**

（発生時の初期対応）

第３２条　地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。

２　地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。

３　初期情報の収集と管理

　　自衛消防本部（防災センター等）は、被害状況等の情報を一元化し収集・管理する。

４　出火防止

（１）火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

　（２）二次災害の発生を防止するため、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

（避難誘導）

第３３条　自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

（避難上の留意事項）

第３４条　自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

　　（１）避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。

　　（２）収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。

　　（３）防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

**第４節　警戒宣言等が発せられた場合の対策**

（大規模地震対策特別措置法発生の強化地域（桑名市・木曽岬町）に所在する防火対象物の場合）

（警戒宣言等の対応）

第３５条　警戒宣言の発令及び東海地震に係わる注意情報（以下「警戒宣言等」という。）が発令された場合、各管理権原者及び統括防火管理者は、地震対策会議を開催し、地震発生時における被害を軽減するため、次の事項を協議し決定する。

（１）警戒宣言等の発令時の対応処置に関すること。

　　　　ア　情報の伝達方法

　　　　イ　自衛消防の組織の任務の確認

　　　　ウ　在館者等の対応

（２）各事業所の営業の自粛又は中止に関すること。

　（３）エレベーター、エスカレーター、空調設備等の運転及び停止に関すること。

　（４）出火防止のための応急措置対策の確認に関すること

　（５）その他必要な事項

２　緊急を要する場合は、前第１項の協議を待たず、自衛消防隊長は警戒宣言等が発令された場合の必要な措置等について、各事業所の地区隊長（防火管理者）に指示・命令することができる。

（警戒本部の設置）

第３６条　自衛消防隊長は、警戒宣言等が発令された場合は、警戒本部を設置する。

２　警戒本部の構成員は、自衛消防隊長及び各事業所の地区隊長（防火管理者）とする。

３　警戒本部に庶務班を設け、次の任務を行う。

（１）情報の把握

　（２）各管理権原者への情報連絡

　（３）その他庶務的事項

４　警戒本部の任務は、次のとおりとする。

（１）緊急点検及び被害防止措置等の進行管理に関すること。

（２）自衛消防組織要員に対する警戒宣言等の発令及び自衛消防の組織の編成及び任務に関すること。

　（３）その他必要な事項に関すること

５　警戒本部には、各階の平面図、トランシーバー等の通信機器など本部活動に必要なものを準備する。

６　自衛消防隊長の代行者は自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（自衛消防の組織の編成及び任務）

第３７条　警戒宣言等の発令が出された場合は、別表９に基づき自衛消防の組織の編成及び任務を組み替えるものとする。

（警戒宣言等発令の伝達）

第３８条　警戒本部は、警戒宣言等の発令について各事業所の従業員等に放送等で伝達する場合は、他の在館者のパニック防止のため、あらかじめ建物内の従業員等のみが理解する放送文により行う。

２　在館者への伝達を放送等で行う場合は、避難誘導員等の配置が完了した後に行う。

（被害防止措置等）

第３９条　統括防火管理者は、地震発生にともなう被害を防止するため次の事項を行う。

（１）エレベーターは、地震管制装置付きのものを除き運転を中止する。

　（２）建築工事及び窓ふきその他高所作業を行う者に対して、工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置を行わせ、工事等を中止させる。

　（３）設備・機器等及び消防用設備等の点検及び固定等の確認

２　統括防火管理者は、各事業所の防火管理者に対し、次の事項の実施について指示する。

1. 火気等の使用制限及び禁止

火気使用設備器具の使用は原則として中止とする。やむを得ず使用する場合は、防火管理者　　が確認し、必ず従業員に監視させ直ちに消火できる態勢を講じてから使用させる。

　（２）転倒・落下・移動防止措置の確認及び処置

　　　ア　窓ガラス等の落下

イ　照明器具等の落下

ウ　オフィス内事務機器、ロッカー等転倒・移動防止

（南海トラフ地震に係る推進地域（桑名市の一部・木曽岬町）に所在する防火対象物の場合）

第４０条　統括防火管理者は、南海トラフ地震に伴う地震、津波に関する情報を覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする、

（１）本部隊の通報連絡（情報）班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること、

　（２）南海トラフ地震が発生したことを各事業所の防火管理者に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

　（３）本部隊・地区隊の避難誘導班に、必要に応じ顧客等の避難誘導にあたらせること。

　（４）前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　自衛消防隊長の代行者は自衛消防隊長を補佐し自衛消防隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

３　従業員等は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した建物内の従業員等は､直ちに自衛消防隊長及び地区隊長にその旨を報告するものとする。

**第４章　教育訓練**

**第１節　教育**

（各管理権原者の取組み）

第４１条　各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、各管理権原者との情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。

２　各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他の防火業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

（防火管理者の教育）

第４２条　統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し防火管理に関する知識・技術の向上に努める。

２　統括防火管理者は､各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のための講習会及び研修会等を行う。

（従業員等の教育）

第４３条　各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

**第２節　訓練の実施**

（従業員等の訓練）

第４４条　統括防火管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実施時期 | 備　　考 |
| 総合訓練 | 月　　月 | ・通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。  ・地震を想定した訓練も合わせて実施する。 |
| 部分訓練等 | 月　　月 | ・必要に応じ実施する。  ・部分訓練は、通報・消火・避難の各訓練、図上訓練、器具取扱訓練等をいう。 |

訓練は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

訓練参加者は、自衛消防の組織を含む全ての従業員とする。

（訓練時の安全対策）

第４５条　統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

（自衛消防訓練実施結果の検討）

第４６条　統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

　なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

２　統括防火管理者は、訓練結果を記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

３　統括防火管理者は、訓練検討結果を基に防火管理委員会に報告するものとする。

（自衛消防訓練の通知）

第４７条　統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火管理者等に周知徹底する。

附　則

この計画は、平成　年　月　日から施行する。

別表１

**共同防火管理協議会**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 事業所名 | | 職・氏名 | | 建物所有者  との関係 | 電話番号等 | |
| 会　長 |  | |  | |  |  | |
| 副会長 |  | |  | |  |  | |
| 統括防火管理者 |  | |  | |  |  | |
| 構　　　　　成　　　　　員 | | | | | | | |
| 事業所名 | | 管理権原者 | | 管理権原の及ぶ範囲 | | | 建物所有者  との関係 |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |
|  | |  | |  | | |  |

（注）協議会組織編成表に記載する内容

１　会長、統括防火管理者等の役員

２　協議会の役職名、事業所名、管理権原者の職・氏名、建物所有者との関係（建物所有者、賃貸、転貸など）、電話番号等

３　構成員等

　　事業所名、管理権原者の職・氏名、管理権原の及ぶ範囲、建物所有者との関係（建物所有者、賃貸、転貸など）

※　届出にあっては、協議会の代表者が届けるものであることから、構成員の同意書等（印鑑）の添付は、必要ないものとする。

別表２

**予防管理表**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 階 | 事業所 | 用途 | 防火管理者  (資格取得年月日) | 入居年月日 | 面積 | 収容  人員 | 従業員数 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

別表３

**その１**

**消防用設備等自主点検チェック表（定期）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **実施設備** | **確認箇所** | **点検結果** |
| **消　　火　　器**  **（　年　月　日）** | （１）設置場所に置いてあるか。 |  |
| （２）消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| （３）安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| （４）ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| （５）圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| **屋内消火栓**  **泡消火設備**  **（　年　月　日）** | （１）使用上の障害となる物品がないか。 |  |
| （２）消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| （３）ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。 |  |
| （４）表示灯が点灯しているか。 |  |
| **スプリンクラー**  **設　　　　　備**  **（　年　月　日）** | （１）散水の障害がないか。（例、物品の積み上げなど） |  |
| （２）間仕切り、棚等の新設による末警戒部分がないか。 |  |
| （３）送水口の変形及び操作障害がないか。 |  |
| （４）スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。 |  |
| （５）制御弁が閉鎖されていないか。 |  |
| **泡消火設備**  **（　年　月　日）** | （１）泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| （２）間仕切り、棚等の新設による末警戒部分がないか。 |  |
| （３）泡のヘッドに詰まり、変形がないか。 |  |
| **不活性ガス消火**  **設　　　　　備**  **ハロゲン化消火**  **設　　　　　備**  **粉末消火設備**  **（　年　月　日）** | （１）起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| （２）手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハ　　　ロゲン化消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| （３）スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。 |  |
| （４）貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| **自動火災報知設備**  **（　年　月　日）** | （１）表示灯が点灯しているか。 |  |
| （２）受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| （３）用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| （４）感知器の破損、変形、脱落がないか。 |  |

**その２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **非　常　ベ　ル**  **（　年　月　日）** | （１）表示灯は点灯しているか。 | |  |
| （２）操作上障害となるものがないか。 | |  |
| （３）押しボタンの保護仮に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 | |  |
| **放　送　設　備**  **（　年　月　日）** | （１）電源監視用の電源電圧計の指示が適正か｡電源監視用の表示灯が　　　正常に点灯しているか。 | |  |
| （２）試験的に放送設備により放送ができるか確認する。 | |  |
| **誘　　導　　灯**  **（　年　月　日）** | （１）改装等により、設置位置が不適正になっていないか， | |  |
| （２）誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視  認障害となっていないか。 | |  |
| （３）外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、  適正な取り付け状態であるか。 | |  |
| （４）不点灯、ちらつき等がないか。 | |  |
| **消　防　用　水**  **（　年　月　日）** | （１）周囲に使用上の障害となるものがないか。 | |  |
| （２）道路から保水口までの消防自動車の進入通路が確保されている　　か。 | |  |
| （３）地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか、 | |  |
| **連結送水管**  **（　年　月　日）** | （１）送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか､,また送水活動に障害となるものがないか。 | |  |
| （２）送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 | |  |
| （３）放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害と　　なるものがないか。 | |  |
| （４）放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 | |  |
| （５）表示灯が点灯しているいか。 | |  |
| **備　　　　考** |  | |  |
| **点検実施者氏名** | | **統括防火管理者確認** | |
|  | |  | |

（備号）　不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別表４

**その１**

**防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **実施項目及び確認箇所** | | **検査結果** |
| **防火施設** | 1. 構造及び開口部 |  |
| ①　防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等がないか。 |  |
| ②　防火戸の内外に防火上支障となる可燃物及び避難の障害となる物品等　　を置いていないか。 |  |
| ③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| （２）防火区画 |  |
| ①　防火区画を構成する壁・天井に破損がないか。 |  |
| ②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| ③　自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 |  |
| ④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間か生じないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況はよいか。 |  |
| **避難施設** | （１）通路 |  |
| ①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる看板・ディスプレー等の障害物を配置していないか。 |  |
| （２）階段 |  |
| ①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| ③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| （３）避難口 |  |
| ①　扉の開放方向は、避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| ③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| ④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| **火気使用設備器具** | （１）ガス配管の老朽化、亀裂、損傷、漏洩がないか。 |  |
| （２）排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また可燃物晶から適正な距　　離が保たれているか。 |  |
| （３）防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| （４）火気使用設備器具の周囲は整理整頓されているか。 |  |

**その２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **電気設備** | （１）変電設備 | |  |
| ①　変電室の天井・壁・床等に漏水箇所等がないか。 | |  |
| ②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 | |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 | |  |
| （２）電気器具等 | |  |
| ①　照明器具等の固定状況に脱落のおそれのあるゆるみ等がないか。 | |  |
| ②　タコ足の接続をしていないか。 | |  |
| ③　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 | |  |
| **危険物施設** | （１）少量危険物施設等（ボイラー設備等） | |  |
| ①　標識・掲示板は掲げられているか。 | |  |
| ②　区画の壁体に亀裂・損傷等がないか。防火戸の開閉に異常がないか。 | |  |
| ③　危険物の漏れ、あふれ、飛散がないか。 | |  |
| ④　タンクからの漏洩がないか。 | |  |
| ⑤　容器の転倒、落下防止措置がされているか。 | |  |
| （２）指定可燃物施設 | |  |
| ①　標識は掲げられているか | |  |
| ②　貯蔵取扱場所の周辺に火気がないか。 | |  |
| ③　整理整頓がされているか。 | |  |
|  | | 統括防火管理者確認 | |
|  | |

（備考）　不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別表５

**自衛消防の組織の編成**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **担当** | | **事業所** | **職・氏名** | **備考** |
| **自衛消防隊長** | |  |  |  |
| **本部隊** | **通信連絡（情報）班　班長** |  |  | 班員　　名 |
| **初期消火班　班長** |  |  | 班員　　名 |
| **避難誘導班　班長** |  |  | 班員　　名 |
| **安全防護班　班長** |  |  | 班員　　名 |
| **応急救護班　班長** |  |  | 班員　　名 |
| **地区隊** | **地区隊長** |  |  | 隊員　　名 |
| **地区隊長** |  |  | 隊員　　名 |
| **地区隊長** |  |  | 隊員　　名 |
| **地区隊長** |  |  | 隊員　　名 |
| **地区隊長** |  |  | 隊員　　名 |
| **地区隊長** |  |  | 隊員　　名 |
| **※　　　　　　合同自衛消防隊長** |  |  | 隊員　　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

* 合同自衛消防隊（地区隊）

①　同一階の小規模な事業所が協議し、合同して自衛消防の組織を編成する。

②　地区隊長は、事業所の規模（面積、人員等）の大きな事業所の防火・防災管理者とする。

③　隊員数は、各事業所の従業員数を勘案して指定する。